

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 2 4 - 5 4 2 - 8 8 2 2

担 当 残間直人・菅野史博

※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 短期入所生活介護グリーンライトの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	短期入所生活介護グリーンライト
所在地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番地1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 0770101244

(2) 同施設の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者		1 名		職員指導	1 名
医 師			2 名		2 名
生活相談員	社会福祉士 社会福祉主事	2 名 2 名		介護サービス計画書 作成・連絡調整等	2 名
栄 養 士		1 名		入所者栄養管理	1 名
事 務 員		3 名		施設運営事務手続等	3 名
介 護 ・ 看 護	准 看 護 師	2 名		入所者健康管理	2 名
	社 会 福 祉 主 事	2 名		各種連絡調整等	2 名
	介 護 福 祉 士	7 名		介護サービス提供	7 名
	ヘルパー2級・介護職員基礎 研修修了者	7 名		介護サービス提供	7 名

(3) 同施設の設備の概要

定員	2 名（併施設設入所者50名）	静養室	1 室 1 床
居室 2 人部屋	1 室（併施設設居室25室）	医務室	1 室
浴 室	一般浴槽	食 堂	1 室
洗濯室	1 室	集会室	1 室
汚物室	1 室		

3. 施設サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料
食事の介助	・栄養士の立てる献立表 より、栄養と利用者の身体状況に配慮し バラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。	介護報酬の告示上の額 （ただし、法定代理受理の場合は居宅介護サービス基準額の1割相当です。）
排せつの介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要な場合はこれを超えて交換を行います。	
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊重に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、行います。	
健康管理	・看護師により、健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 （当施設の嘱託医師） 福島中央病院 医師	

相談および援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	
---------	--	--

送迎	・事業実施区域（福島市の飯坂・湯野・中野・平野・笹谷・大笹生・瀬上・鎌田）で身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。	片道・１８４円 往復・３６８円
----	---	--------------------

（２）介護保険給付外サービス

種 類	内 容	利 用 料
特別な送迎	・当施設の事業実施区域外の方の送迎を行います。	事業実施区域外より距離を測り、１km毎に２５円加算されます。
食材の提供 特別食	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 特別食（治療食・腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食）については相談に応じます。	１日１，４４５円 （内訳）朝食４５２円 昼食５２２円 夕食４７１円 特別食・算定金額
滞在費	光熱水費等の実施です。	１日３７０円
理美容サービス	・毎週月曜日午前にボランティア床屋による理髪サービスをご利用いただけます。	理髪サービス 実費１回１０００円
教養娯楽施設の利用	ふれあいコーナーが日曜日午後に行われ、飲酒・お菓子を買うことができます。	実費
レクリエーション行事	・当施設では、毎月施設行事計画にそって行事を行っています。	行事については実費

4. 利用料

(1) 基本料金

平成30年8月以降から現役並みの所得※のある方は費用の3割負担に変更になりました。

①施設利用料

介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 ※1割負担料金
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

月額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ 13.6% が加算されます。

一定以上の所得のある方の介護保険自己負担率は2割または3割になります。

※本人の合計所得金額が220万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で340万以上、または2人以上世帯で463万円以上の方が3割負担の対象となります。

(2) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	実費・1日の利用料金

(3) 支払い方法

短期入所生活介護利用の契約者の方は、利用月の翌月10日までに請求書を発行いたしますので、現金（事務所窓口）か、もしくは振込み、または自動引落にて、15日までに支払いとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内支払わない場合、お客様やご家族などが当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は事前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

（1）運営方針

1. 本事業所において提供する指定短期入所生活介護は、介護保健法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
4. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
5. 利用者又は家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明します。

（2）施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| ・ 面会時間 | 午前8：30～午後7：30まで |
| ・ 外出・外泊 | 職員に事前に申し出ていただき書類を記入していただきます。 |
| ・ 飲酒 | 毎週日曜日のふれあいコーナーの時、飲酒可能です。 |
| ・ 喫煙 | 全館禁煙です。 |
| ・ 金銭、貴重品の管理 | 希望される場合は職員のほうで預かることもあります。 |
| ・ 施設外での受診 | 検討します。 |
| ・ 宗教活動 | 施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。 |
| ・ ペット | ペットのもちこみは禁止とさせていただきます。 |

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
主 治 医	
病 院	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

8. 利用期間

- ① 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- ② 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- ③ 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- ④ 令和 年 月 日から令和 年 月 日

9. 非常災害対策

- | | |
|----------|---------------------|
| ・ 防災時の対応 | 職員と地域住民などが対応いたします。 |
| ・ 防災訓練 | 毎月 1 度防災訓練を行っております。 |
| ・ 防火責任者 | 残間 直人 |

10. サービス内容に関する相談・苦情

- ①当施設ご利用者相談・苦情担当

所在地 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1

電話番号 024-542-8822

FAX 0 2 4 - 5 4 2 - 8 8 2 3

ご利用時間 月曜日～土曜日 8：30～17：00

苦情解決責任者 施設長 佐藤 英壽（常務理事） 542-8822

苦情受付 第三者委員： 畠 勲（法人監事）542-3979

長谷部ひろ子（民生委員） 542-0504

担当 残間直人・菅野史博

- ## ②処理の概要

- ### ◎苦情受付方法

- 〔1〕 苦情の受付

苦情は面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
また、第三者委員に直接苦情を申し出る事もできます。
尚、受付けた内容の内、個人的な秘密に関しては厳守されます。

〔２〕 苦情解決の為の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事が出来ます。
尚、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア． 第三者委員による苦情内容の確認
- イ． 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ． 話し合いの結果や改善事項等の確認

◎本法人と話し合っても解決しない時は、「福島県運営適正委員会」に相談することができます。

1 1． 当事業所の概要

法人種別	社会福祉法人 福島福祉会
代表者氏名	三瓶 松太郎
本部所在地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番の 1
(電話番号)	0 2 4 - 5 4 2 - 8 8 2 2
(F A X)	0 2 4 - 5 4 2 - 8 8 2 3

定款の目的に定めた事業数等

- (１) 第一種社会福祉事業
 - イ． 養護老人ホームの経営
- (２) 第二種社会福祉事業
 - イ． 老人短期入所事業の経営
 - ロ． 老人デイサービス事業の経営
 - ハ． 老人居宅介護等事業等の経営

公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により次の事業を行う。

- (１) 温泉利用デイサービス事業
- (２) 高齢者グループリビングモルゲン
- (３) 居宅介護支援事業
- (４) 地域包括支援センターの経営
- (５) 介護予防支援事業
- (６) 高齢者生活共同運営住宅（高齢者生き生きグループリビング）の設置及び運営
- (７) 訪問看護事業

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 福島県福島市飯坂町湯野字梁尻 1 番の 1

名 称 社会福祉法人 福島福社会

短期入所生活介護 グリーンライト 印

管理者 菅野 史博

<説明者>

所 属

氏 名 印

年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印